

国家外貨管理局上海分局

中国(上海)自由貿易試験区外貨管理改革試行を更に推進する実施細則

上海自由貿易区の外貨管理規制緩和、金融改革が進む

中国トランザクションバンキング部

2015年12月16日、国家外貨管理局上海分局より「中国(上海)自由貿易試験区外貨管理改革試行を更に推進する実施細則を公布することに関する通知」(上海匯発[2015]145号、以下「145号通達」)が公布され、即日施行されました。さらに、天津、福建、広東自由貿易試験区についても同様の金融改革の指導意見が公布されており、各自由貿易試験区における金融改革の加速が期待されています。

1. 背景・経緯

2013年9月に発足した中国(上海)自由貿易試験区(以下「試験区」)においては、投資・貿易・金融など様々な分野での改革の試行が開始されています。

2015年4月20日、国務院は上海における自由貿易試験区の改革開放を更に深化するプラン(国発[2015]21号、以下「深化プラン」)という通達を公布しました。その後、2015年10月30日付けで、中国人民銀行や上海市人民政府などの7部署が連名で、「中国(上海)自由貿易試験区の金融開放刷新試行をさらに推進、上海国際金融センター建設を加速するプランを公布することについての通知」(銀発[2015]339号、以下「加速プラン」)を公布しました。

今回の145号通達は、上記2015年10月中国人民銀行が公布した「加速プラン」で方向性を示した試験区の外貨管理改革分野(管理体制の刷新)の実施細則と位置づけられるものです。

【図表1 通達公布経緯】

関連当局	国務院	中国人民銀行	外貨管理局
上海FTZ設立当初	全体プラン 国発[2013]38号	指導意見(金融30条) 銀発[2013]244号	外貨管理の実施細則 上海匯発[2014]26号
	↓	↓	↓
設立後の改革深化	深化プラン 国発[2015]21号	加速プラン(金融40条) 銀発[2015]339号	外貨管理の実施細則 上海匯発[2015]145号 (本件)

2. 145号通達の主要内容

今回の145号通達は、約2年前に外貨管理局上海分局より公布された外貨管理の実施細則「上海匯発[2014]26号通達」を廃止すると共に、経常項目、資本項目、外貨資金集中運用管理などについて再度基本ルールを強調しています。また、外貨外債の自由元転制の導入も資本項目の自由両替の一環として、大いに注目されています。

【図表2 145号通達による主要変更点】

主要変更項目		従来 上海匯発[2014]26号	本件後 上海匯発[2015]145号
経常項目	遠隔地業務 中継貿易 確認可能な転売	通達上明文規定なし	契約書、インボイス(含む電子ファイル)、B/L、倉庫証明などの貨物所有権証明をチェックし、真実確認を徹底
資本項目	外貨外債	通達上明文規定なし	・自由元転が可能 ・人民元支払専用口座開設が必要 ・自由元転後の資金は直接または間接的に企業経営範囲外の事項または国家法律法規禁止事項に使用不可
	域外貸付	限度枠は貸付人(中国現法)の純資産の50%まで	上海匯発[2014]26号の廃止により純資産50%まで実施できる根拠は無し
	ファイナンスリース	・外貨リース料を受取れるのは非金融系ファイナンスリース会社のみ ・リースバックモデルを採用した場合、賃貸人が貸借人に設備代金を支払う際、通貨は人民元に限定	・金融系ファイナンスリース会社も域内より外貨リース料を受取可能 ・リースバックモデルを採用した場合、賃貸人が貸借人に設備代金を支払う際、人民元だけでなく、外貨建て決済も可能(受取った外貨は元転不可)
外貨資金 集中管理	外貨 クロスボーダー プーリング	・FTZ管理委員会の資格承認必要	・FTZ管理委員会の資格承認不要 ・前年度人民元・外貨国際収支規模は5千万ドル相当との参加条件が追加(全国版は1億米ドル必要) ・金融リース会社、金融持分会社、資産管理会社も申請可能に
	外貨集中決済 ネットィング	紙ベースのエビデンス審査必要	電子版エビデンスでのチェックも可能
	その他	上海匯発[2014]26号の添付1を参照	匯発[2015]36号(全国版)を参照
外貨 市場業務	両替業務	域外機構向けのスポット両替業務は規定なし	域外機構向けのスポット両替業務の取扱が可能に
	デリバティブ 商品業務	域外機構向けの人民元及び外貨デリバティブ商品業務は規定なし	区内に登録している銀行は、域外機構向けの人民元及び外貨デリバティブ商品業務の取扱が可能に

注:通達内容はいずれも試験区内企業を対象とした外貨管理関連の規制変更であり、「試験区外の企業」や「人民元決済」は今回通達の対象外となっておりますのでご注意ください。

【図表3 各自由貿易区の比較表】(2015年12月公布の各自貿区の金融改革指導意見に基づく)

共通項目	エリア				内容
	上海	天津	福建	広東	
外貨管理改革の深化	×	○	○	○	【外貨転】 ◆経常項目の外貨転と支払いは異なる銀行を選択可能
	×	○	○	○	【域外貸付】 ◆域外貸付の限度枠を更に拡大する
	○	○	○	○	【外貨建リース料受取】 ◆ファイナンスリース企業は外貨建てリース料の受取を許可する
	○	○	○	○	【限度額内の資本項目自由両替】 ◆投融资関連の資本項目クロスボーダー送金、入金は年間1,000万米ドル以内の部分「投融资口座」を通じて自由両替可能 ◆投融资の内容は現状明らかにされていない
	×	○	○	○	【比例自律管理での外貨外債】 ◆比例自律管理での外貨外債の利用が可能、限度額は純資産の1倍まで。外債の自由元転も導入
	○	○	○	○	【外債】 外債の自由元転が導入
	○	○	○	○	【外貨クロスボーダープーリング、外貨ネットティング】 ◆天津・福建・広東：多国籍企業外貨資金集中運用の条件緩和
人民元クロスボーダーの使用拡大	○	○	○	○	【人民元外債】 ◆天津・福建・広東 限度枠、計算基準(資本金・純資産ベース等)、係数、期限等の運用手続きはいずれも明文化されず ◆上海 限度枠：払込済資本金の1倍まで 期限：1年以上
	○	○	○	×	【区内企業の域外での人民元債券起債】 ◆FTZ(自由貿易試験区)企業の資金調達手段として活用可能
	○	○	○	×	【区内企業域外親会社の中国における人民元債券発行(パンダ債)】 ◆発行事例は多くないものの、今後の新たな調達手段となる可能性
	○	○	○	○	【人民元クロスボーダープーリング】 【天津】グループ企業の経営年数、年間売上高、ネット流入額の制限無し 【福建】備案(届出)にて展開と規定 【広東】展開可能との指針のみ 【上海】参入条件、限度枠等、明文規定無し。備案も不要
	○	○	○	×	【企業の域外投資】 ◆条件を満たす区内企業は域外証券市場、デリバティブ投資業務を展開可能。上海は域外だけでなく域内証券・先物市場にも言及
FT口座	○	○	○	○	【個人の域外投資】 ◆条件を満たす区内個人の人民元域外各種投資が可能
	○	○	○	○	【FTZ特有の口座体制作りの模索】 ◆上海での体制を参考に、天津・福建・広東でも決済の利便化を進める
	○	×	×	×	【FT口座を活用した外債調達】 FT口座経由での外債調達の場、資本金の2倍まで調達可能

注：○は細則公布済み或いは方針発表済み ×は当該施策なし

3. 企業への影響

上海自由貿易区の立上げ後およそ2年が経過し、金融分野の改革が予定どおり徐々に進められていきます。今回の通達では外貨管理面の更なる改革推進がみられ、特に外債の自由元転は区内企業の資金調達・資金活用の幅が広がるものです。一方、外貨資金集中運用管理について、前年度外貨収支総額5千万

2015年12月22日 第156期

米ドル超との参加条件の追加は、業務エントリーのハードルが設けられており、スキーム導入に向けては留意が必要です。

本件通達の詳細につきましては依然不明な点も多く、詳細について定めた細則の公布が待たれます。引き続き、自由貿易区に関する情報をウォッチし、随時ご案内させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p>国家外汇管理局上海市分局关于印发《进一步推进中国(上海)自由贸易试验区外汇管理改革试点实施细则》的通知</p> <p>上海市各外汇指定银行:</p> <p>为落实《中国(上海)自由贸易试验区总体方案》(国发[2013]38号)、《进一步推进中国(上海)自由贸易试验区金融开放创新试点 加快上海国际金融中心建设方案》(银发[2015]339号)等文件要求,经国家外汇管理局批准,国家外汇管理局上海市分局在中国(上海)自由贸易试验区(以下简称试验区)试点以下外汇管理政策:</p> <p>一、区内企业(不含金融机构)外债资金实行意愿结汇。外汇局综合考虑资产负债币种、期限等匹配情况以及外债和货币政策调控需要,合理调控境外融资规模和投向,优化境外融资结构,防范境外融资风险。允许区内符合条件的融资租赁收取外币租金。</p> <p>二、进一步简化经常项目外汇收支手续。在真实、合法交易基础上,区内货物贸易外汇管理分类等级为A类的企业外汇收入无需开立待核查账户。银行按照“了解客户”、“了解业务”、“尽职审查”等展业原则办理经常项目收结汇、购付汇手续,并加大外汇收支风险较大业务的真实性、合规性审核。</p> <p>三、支持发展总部经济和结算中心。放宽跨国公司外汇资金集中运营管理准入条件。进一步简化资金池管理,允许银行审核真实、合法的电子单证办理经常项目集中收付汇、轧差净额结算业务。</p>	<p>国家外貨管理局上海市分局</p> <p>『中国(上海)自由貿易試験区外貨管理改革試行をさらに推進する実施細則』を公布することについての通知</p> <p>上海市各外貨指定銀行:</p> <p>『中国(上海)自由貿易試験区全体プラン』(国発[2013]38号)、『中国(上海)自由貿易試験区金融開放刷新試行をさらに推進し、上海国際金融センター建設を加速するプラン』(銀発[2015]339号)等の文書の要求を具体化するために、国家外貨管理局の批准を経て、国家外貨管理局上海市分局は中国(上海)自由貿易試験区(以下略称試験区)において以下の外貨管理政策を試行する:</p> <p>一、区内企業(金融機構を含まない)は外債資金を自由に元転する。外貨管理局は資産および負債の通貨種類、期限等のマッチング状況及び外債と貨幣政策の調整の需要を総合的に考慮し、域外融資規模と資金使途を合理的に調整し、域外融資構成、域外融資リスクの防止を最適化する。区内の条件に合致するファイナンスリースが外貨建リース料を受け取ることを許可する。</p> <p>二、經常項目の外貨収支手続を更に簡素化する。真実の合法的な取引の上で、区内の貨物貿易外貨管理分類等級がA類の企業は外貨収入の審査待ち口座を開設する必要はない。銀行は“顧客を理解する”、“業務を理解する”、“デューデリジェンス”等の業務展開3原則に基づき、經常項目の人民元両替、支払手続を取扱う。あわせて、外貨収支リスクが比較的大きい業務の真実性、合法性審査を拡大する。</p> <p>三、本部経済と決済センターの発展を支援する。多国籍企業外貨資金集中運営管理の参入条件を緩和する。プーリング管理をさらに簡素化し、銀行が真実、合法的な電子エビデンスを審査し、經常項目集中決済、ネットィング決済業務を取扱うことを許可する。</p>

<p>四、支持银行发展人民币与外汇衍生产品服务。对于境外机构按规定可开展即期结售汇交易的业务，注册在区内的银行可以为其办理人民币与外汇衍生产品交易。相关头寸纳入银行结售汇综合头寸管理。</p> <p>五、加强跨境资金流动风险防控。外汇试点业务应当具有真实合法交易基础，不得使用虚假合同等凭证或构造交易办理业务。银行应当建立健全内控制度，完善真实性和合法性审查机制，严格履行数据及异常可疑信息报送义务。外汇局加强非现场监测与现场核查检查，完善预警指标，探索主体监管，实施分类管理，依法处罚违规行为；必要时调整试点政策，采取临时性管制措施。</p> <p>本通知自发布之日起实施。下一步，外汇局将及时总结试验区试点政策实施效果，积极研究促进投融资汇兑便利化等政策措施，支持试验区实体经济发展，更好地服务于试验区国家战略。</p> <p>附件 1. 进一步推进中国(上海)自由贸易试验区外汇管理改革试点实施细则 2. 融资租赁外汇管理操作规程</p> <p style="text-align: right;">国家外汇管理局上海市分局 2015年12月17日</p> <p>附件1： 进一步推进中国(上海)自由贸易试验区外汇管理改革试点实施细则</p> <p>第一章 总 则</p> <p>第一条 为支持中国(上海)自由贸易试验区(以下简称试验区)建设，落实《中国(上海)自由贸</p>	<p>四、銀行が人民元と外貨のデリバティブ商品サービスを発展させることを支援する。域外機構に対して、規定に基づき直物両替取引の業務を展開でき、区内に登録する銀行は人民元と外貨のデリバティブ商品取引を取扱うことができる。関連するポジションは銀行の両替総合ポジション管理に組み入れる。</p> <p>五、クロスボーダー資金移動のリスク防止を強化する。外貨試行業務は真実の合法的な取引基礎を備えておらねばならず、虚偽契約等のエビデンスの使用、あるいは虚構取引を業務として取扱ってはならない。銀行は健全な内部管理制度を確立せねばならず、真実で合法的な審査体制を改善し、データ及び異常で疑わしい情報を報告送付する義務を厳格に履行しなければならない。外貨管理局はオフサイトモニタリングと現場検査を強化、アラーム指標を改善し、主体的な監督管理を模索し、分類管理の実施、法に則って違法行為を処罰する；必要に応じて、試行政策を調整し、臨時の調整措置を採用する。</p> <p>本通知は公布の日から実施する。外貨管理局は試験区試行政策の実施効果を遅滞無くまとめ、投融资の促進、両替利便化等の政策措置を積極的に研究し、試験区の実体経済発展、試験区国家戦略におけるよりよいサービスを支援する。</p> <p>附属資料 1. 中国(上海)自由貿易試験区外貨管理改革試行を更に推進する実施細則 2. ファイナンスリース外貨管理操作規程</p> <p style="text-align: right;">国家外貨管理局上海市分局 2015年12月17日</p> <p>附属資料1： 中国(上海)自由貿易試験区外貨管理改革試行を更に推進する実施細則</p> <p>第一章 総 則</p> <p>第一条 中国(上海)自由貿易試験区(以下略称試験区)建設を支援し、『中国(上海)自由貿易試験区全体プラン』(国発</p>
---	--

易试验区总体方案》(国发[2013]38号)、《进一步推进中国(上海)自由贸易试验区金融开放创新试点 加快上海国际金融中心建设方案》(银发[2015]339号)等文件要求,制定本实施细则。

第二条 试验区内银行(含注册在区内的银行以及办理区内业务的上海地区其他银行,下同)、境内外企业、非银行金融机构、个人(以下简称区内主体)适用本细则。

第三条 国家外汇管理局上海市分局(以下简称外汇局)具体负责监督管理试验区外币账户开立、资金划转、结售汇、外汇登记、本外币数据统计监测等事项。

第四条 区内主体应按照现行外汇管理规定,认真履行国际收支、结售汇、境内资金划转、账户等登记及数据报送义务,保证数据的准确性、及时性、完整性。

第五条 区内银行应在遵循“了解客户”、“了解业务”、“尽职审查”等原则基础上,切实按照本实施细则规定,履行试验区外汇业务真实性、合规性审查,制定完善的内控管理制度并报外汇局备案。

第六条 区内主体办理本实施细则规定的外汇管理试点业务,应当具有真实合法交易基础,并通过账户办理,不得使用虚假合同等凭证或构造交易。

第二章 经常项目业务

第七条 区内主体与境外之间经常项目交易,按本细则第五条规定办理购付汇、收结汇手续。对于资金性质不明确的,区内银行应要求企业、非银行金融机构、个人等进一步提供相关单证。

[2013]38号)、『中国(上海)自由贸易试验区金融开放刷新试验行を更に推進し上海国際金融センター建設を加速するプラン』(銀発[2015]339号)等の文書の要求を具体化するために、本実施細則を制定する。

第二条 試験区内銀行(区内において登記する銀行および区内業務を取扱う上海地区のその他銀行を含む、以下同様)、域内外企業、非銀行金融機構、個人(以下略称区内主体)は本細則を適用する。

第三条 国家外貨管理局上海市分局(以下略称外貨管理局)は試験区の外貨口座開設、資金振替、両替、外貨登記、人民元・外貨データ統計のモニタリング等の事項について具体的に監督管理の責任を負う。

第四条 区内主体は現行の外貨管理規定に基づいて、国際収支、両替、域内資金振替、口座等の登記及びデータの報告送付義務を真剣に履行し、データの正確性、即時性、完全性を保証する。

第五条 区内銀行は“顧客を理解する”、“業務を理解する”、“デューデリジェンス”等の原則を遵守することを前提に、本実施細則の規定に基づいて、試験区の外貨業務の真实性、合法性審査を履行し、健全な内部コントロール管理制度を制定し、あわせて外貨管理局に備案(届出)報告する。

第六条 区内主体は本実施細則が規定する外貨管理試行業務を取扱う場合、真実で合法的な取引基礎を備えていなければならない、あわせて口座を通じて取扱う。虚偽契約等のエビデンスあるいは虚構取引を行ってはならない。

第二章 經常項目業務

第七条 区内主体と域外の間經常項目取引は、本細則第五条に沿って、購入代金支払、人民元受取両替手続を規定する。資金性質が不明確な場合に対しては、区内銀行は企業、非銀行金融機構、個人等に対して関連する書類を更に提供するように要求しなければならない。

<p>区内銀行在办理异地业务、离岸转手买卖以及能够确认的转卖等外汇收支业务时，应当逐笔对合同、发票(含电子单证)、提单、仓单等货权凭证正本(复印件)等进行真实性审核，确保有关交易具有真实、合法交易背景，防范虚构贸易与外汇收支风险。</p>	<p>区内銀行が遠隔地業務、オフショア転売および十分に確認可能な転売等の外貨受払業務を取扱う時、各取引ごとに契約、インボイス(電子インボイスを含む)、船荷証券、倉荷証券等の商品の権利のエビデンス原本(コピー)等に対して真実性審査を実行し、取引に関して真実で合法的な取引の背景を有することを確保し、虚構貿易と外貨収支リスクを防止する。</p>
<p>銀行应当留存充分证明其交易真实、合法的相关文件和单证等5年备查。</p>	<p>銀行はその取引の真実性を十分に証明し、合法的な関連文書と証憑等を検査に備えて5年間保存しなければならない。</p>
<p>第八条 区内货物贸易外汇管理分类等级为A类的企业外汇收入无需开立待核查账户。</p>	<p>第八条 区内貨物貿易外貨管理分類の等級がA類の企業は外貨収入の審査待ち口座を開設する必要は無い。</p>
<p>区内货物贸易外汇管理分类等级为B类和C类的企业，应当按照现行货物贸易外汇管理规定办理相关外汇业务。</p>	<p>区内貨物貿易外貨管理分類の等級がB類とC類の企業は現行の貨物貿易外貨管理規定に基づいて関連する外貨業務を取扱わなければならない。</p>
<p>第九条 服务贸易、收益和经常转移等对外支付单笔等值5万美元以上的，按规定提交税务备案表。</p>	<p>第九条 サービス貿易、収益と經常移転等の対外支払1件あたり5万米ドル相当額以上の場合、規定に基づき税務備案(届出)表を提出する。</p>
<p>第三章 资本项目业务</p>	<p>第三章 資本項目業務</p>
<p>第十条 区内企业外债资金按照意愿结汇方式办理结汇手续，结汇所得人民币资金划入对应开立的人民币专用存款账户(资本项目—结汇待支付账户)，经银行审核交易的合规性、真实性后直接支付。结汇资金不得直接或间接用于企业经营范围之外或国家法律法规禁止的支出。银行应当留存充分证明其交易真实、合法的相关文件和单证等5年备查。</p>	<p>第十条 区内企業の外債資金は自由元転方式に基づいて人民元両替手続を取扱う。人民元両替で得た人民元資金は対応して開設した人民元専用預金口座(資本項目—元転支払待ち口座)に振り替える。銀行が取引の合法性、真実性を審査した後、直接支払う。人民元両替資金は直接あるいは間接に企業経営範囲外あるいは国家法律法規が禁止する支出に用いてはならない。銀行はその取引の真実性、合法性を十分に証明する関連文書と証憑等を検査に備えて5年間保存しなければならない。</p>
<p>区内企业及开户银行应及时准确地报送结汇和支付数据至外汇局相关业务信息系统。银行应参照《国家外汇管理局关于发布〈金融机构外汇业务数据采集规范(1.0版)〉的通知》(汇发[2014]18号)的要求报送人民币专用存款账户的开关户及收支余信息，人民币专用存款账户的账户性质代码为2113，账户性质名称为“资</p>	<p>区内企業及び口座開設銀行は人民元両替と支払データを外貨管理局の関連する業務情報システムに遅滞無く正確に報告送付しなければならない。銀行は『国家外貨管理局〈金融機構外貨業務データ採集規範(1.0版)〉を公布することについての通知』(匯發[2014]18号)の要求を参照して、人民元専用預金口座の開設・廃止及び収支等の情報を報告送付しなければならない。人民元専用預金口座の口座性質コードは2113と</p>

<p>本项目—结汇待支付账户”。银行应参照《国家外汇管理局关于发布〈金融机构外汇业务数据采集规范(1.0版)〉的通知》(汇发[2014]18号)的要求,通过境内收付款凭证,报送人民币专用存款账户与其他境内人民币账户之间的收付款信息。</p>	<p>し、口座性質名称は“資本項目—元転支払待ち口座”とする。銀行は『国家外貨管理局 <金融機構外貨業務データ採集規範(1.0版)>を公布することについての通知』(匯發[2014]18号)の要求を参照し、域内受払エビデンスを通じて、人民币専用預金口座とその他域内人民币口座間の受払情報を報告送付しなければならない。</p>
<p>第十一条 区内金融租赁公司、外商投资融资租赁公司及中资融资租赁公司在向境内承租人办理融资租赁业务时,如果其用以购买租赁物的资金 50%以上来源于国内外汇贷款或外币外债,可以外币形式收取租金。</p>	<p>第十一条 区内金融リース会社、外商投資ファイナンスリース会社及び中資ファイナンスリース会社は域内の賃借人に向けてファイナンスリース業務を取扱う際、その用途がリース物件購入資金の 50%以上が国内外貨貸付あるいは外貨建て外債の場合、外貨でリース料を受け取ることができる。</p>
<p>第四章 外汇市场业务</p>	<p>第四章 外貨市場業務</p>
<p>第十二条 具备人民币与外汇衍生产品业务资格的银行,可以按照外汇管理规定为试验区相关业务提供人民币与外汇衍生产品服务。</p>	<p>第十二条 人民币と外貨のデリバティブ商品業務資格を備えた銀行は、外貨管理規定に基づき試験区関連業務として人民币と外貨のデリバティブ商品サービスを提供することができる。</p>
<p>对于境外机构按规定可开展即期结售汇交易的业务,注册在区内的银行可以为其办理人民币与外汇衍生产品交易。</p>	<p>域外機構に対して規定に基づき直物両替業務を展開することができ、区内に登録した銀行は人民币と外貨のデリバティブ商品取引の取扱ができる。</p>
<p>衍生产品的具体范围和管理应符合现行外汇管理规定,纳入银行结售汇综合头寸管理,并按现行规定向外汇局报送相关数据。</p>	<p>デリバティブ商品の具体的な範囲と管理は現行の外貨管理規定と合致しなければならず、銀行の両替総合ポジション管理に組み入れ、あわせて現行の規定に基づき外貨管理局に向けて関連するデータを報告送付する。</p>
<p>第五章 附则</p>	<p>第五章 附則</p>
<p>第十三条 对于区内企业备案开展跨国公司外汇资金集中运营管理试点业务,相关备案条件中上年度本外币国际收支规模可由超过 1 亿美元调整为超过 5000 万美元,其余按照《国家外汇管理局关于印发〈跨国公司外汇资金集中运营管理规定〉的通知》(汇发[2015]36号)办理。</p>	<p>第十三条 区内企業に対して多国籍企業外貨資金集中運管管理試行業務の備案を展開する、関連する備案条件中の前年度人民币外貨国際収支規模 1 億米ドル超を 5,000 万米ドル超に調整できる。その他は『国家外貨管理局 <多国籍企業外貨資金集中運管管理規定>を公布することについての通知』(匯發[2015]36号)に基づいて取扱う。</p>
<p>区内金融租赁公司、金融控股公司、资产管理公司符合上述条件的,可按规定备案开展外汇资金集中运营管理试点。</p>	<p>区内金融リース会社、金融持株会社、資産管理会社が上述の条件に合致する場合、規定に基づき外貨資金集中運管管理試行を備案、展開できる。</p>

<p>第十四条 区内企业直接投资项目下外汇登记及区内外商投资企业资本金意愿结汇按照《国家外汇管理局关于进一步简化和改进直接投资外汇管理政策的通知》(汇发[2015]13号)等文件办理。</p>	<p>第十四条 区内企業の直接投資項目下の外貨登記及び区内外商投資企業の資本金自由元転は『国家外貨管理局 直接投資の外貨管理政策をさらに簡素化、改善することについての通知』(匯発[2015]13号)等の文書に基づいて取扱う。</p>
<p>第十五条 区内企业应当留存充分证明其交易真实、合法的相关文件和单证等5年备查。</p>	<p>第十五条 区内企業はその取引の真実性、合法性を十分に証明する関連文書と証憑等を検査に備えて5年間保存しなければならない。</p>
<p>第十六条 当国际收支出现或可能出现严重失衡时, 外汇局可采取相应的临时性管制措施。</p> <p>外汇局可根据国家宏观调控政策、外汇收支形势及试点业务开展情况, 逐步完善和改进试点业务内容。</p>	<p>第十六条 国際収支あるいは重大な不均衡が生じた際、外貨管理局は相応の臨時性コントロール措置をとることができる。</p> <p>外貨管理局は国家のマクロコントロール政策、外貨収支情勢及びパイロット業務の展開状況に基づいて、徐々にパイロット業務内容を改善することができる。</p>
<p>第十七条 外汇局依法对区内主体进行监督检查和调查。违反《外汇管理条例》和本规定的, 暂停办理试点业务, 并按照《外汇管理条例》及相关规定进行处罚。</p>	<p>第十七条 外貨管理局は法に則って区内主体に対して、監督検査と調査を実行する。『外貨管理条例』と本規定に違反する場合、試行業務の取扱いを一時停止し、あわせて『外貨管理条例』及び関連規定に基づいて処罰を与える。</p>
<p>第十八条 本实施细则自发布之日起施行, 未尽事宜按照现行外汇管理规定办理。《国家外汇管理局上海市分局关于印发支持中国(上海)自由贸易试验区建设外汇管理实施细则的通知》(上海汇发[2014]26号)同时废止。</p>	<p>第十八条 本実施細則は公布の日から施行し、定めのない事項は現行の外貨管理規定に基づいて取扱う。『国家外貨管理局上海市分局 中国(上海)自由貿易試験区建設を支援する外貨管理実施細則を公布することについての通知』(上海匯発[2014]26号)は同時に廃止。する</p> <p>(附属資料2 ファイナンスリース外貨管理操作規程は省略)</p>

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国） 中国トランザクションバンキング部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考にとどめ、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 中国トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室